

## 武道場と神棚(2)

中村民雄

### I. はじめに

本研究は、拙著「武道場と神棚(1)」(『福島大学教育学部論集—社会科学—』第39号, 1986年)に続くもので、特に、柔道や剣道の具体的な指導場面に神棚や神前への礼が一般化しはじめたことを、それらの著書の記述から明らかにしようとするものである。

その場合、柔道や剣道に関する書籍に神棚や神前への礼が記述されるということは、実際にはもっとはやくからそういう事実があつて、記述はいわばその追認、もしくはそれを意識しはじめたことを意味している。書籍のはたした役割は、不特定多数の読者に対して、武道場とはこういう構造になっており、そこでの礼法はこう行わなければならないということを目覚めさせる手段の一つであると思われるので、その記述の変化をたどることは、一つの文化様式の定着を見る方法として一定程度の有効性を持ち得るものといえよう。もちろん、これのみで神棚や神前への礼が定着する過程やその背景を明らかにできたとは思っていない。あくまでも柔道や剣道を実践・指導する人々の意識下に、神棚や神前への礼が定着していく過程を書籍の記述から眺めようとしたにすぎず、それを裏付けする実証的研究が不可欠なことはいうまでもないことである。

ところで、戦前に出版された柔道や剣道書の記述から、具体的な指導場面に神棚や神前への礼がもちこまれてくる時期などを明らかにしようとしても、この種の書籍は好事家の私家版も多く、また戦後の武道禁止措置にともなって廃棄処分や焼却処分にされたものも多いため、出版状況を完全に把握することは困難である。今日、体育やスポーツ書の出版状況や所蔵先を知る上で、もっとも信頼のおける木下秀明編著『体育・スポーツ書解題』(不昧堂出版, 1981年)は、国立国会図書館をはじめとする全国の主要な図書館をくまなく調査した上で作成されたものといわれているが、それでも、その分類索引をみると、「武道・総合武術」に96点、「柔道類」に172点、「剣道類」に225点しか掲載されていない。これに対し、筆者がこれまでに収集(複写も含む)し得たものを木下の分類にしたがって配列すれば、およそ「武道・総合武術」は182点、「柔道類」は261点、「剣道類」は391点となる。もちろん、木下の分類視点と一致しているわけではないが、木下の『解題』に掲載されていて筆者未見の書籍は十数冊程度<sup>注1)</sup>しかなかったので、本論文においては、筆者の収集し得た資料から武道場への神棚設置の経緯を明らかにすることとする。

なお、弓道に関する書籍の分析は、弓道書が流

表① 戦前における武道関係書の出版状況と神棚の記述の有無

出版年	武 道	神棚の記述	柔 道	神棚の記述	剣 道	神棚の記述	出版年	武 道	神棚の記述	柔 道	神棚の記述	剣 道	神棚の記述
1907年 まで	42	1	30		38		1919年			1		2	
1908年			4		2		1920年	4		5		6	1
1909年	1		4		2		1921年	4		1		2	
1910年	1		3		4	1	1922年			9		4	1
1911年			3		6		1923年	2		1		6	1
1912年			4		11	1	1924年	1		2		6	
1913年			5		2		1925年	1		4		9	2
1914年			3		5		1926年	3		6		6	1
1915年	1		1		6		1927年	2		4		5	1
1916年	2		6		9		1928年			4		7	1
1917年	3		4		10	1	1929年	2		8	2	2	2
1918年	4		2		9	1	1930年	2		13	2	18	8

1931年	1		7	1	10	2	1940年	15	3	16	3	18	7
1932年	2		3	2	8	2	1941年	11	2	10	4	23	12
1933年	4		6	1	9	3	1942年	9		5		20	8
1934年	7		14		15	6	1943年	10	1	4	2	24	6
1935年	6		11	2	11	1	1944年	7		1		11	4
1936年	5		10	1	11	4	1945年	8		1		1	1
1937年	8		10	4	14	5	年不詳			7		6	1
1938年	4		16	3	16	9							
1939年	10	3	13	5	17	10	計	182	10	261	32	391	103

※ この一覧表は、筆者の収集し得た資料より作成したものである。その場合、2版、3版のもので初版のものと出版年が異なる場合は、2版、3版の出版年とした。

※ 神棚の記述の項は、道場や礼儀作法等を説明した箇所に「神棚」「神前への礼」を記述している書籍数を表わしている。

派色や故実色の強い私家版が多く、しかも正科教材となったのが昭和11(1936)年と比較的遅く、柔道や剣道に比べてその実施率も低かったので、本研究の対象から除外した。しかし、弓道場への神棚設置も、武道場の場合と軌を一にしていたことはもちろんのことである。

## II. 武道場における神棚設置の背景

われわれがよく家内や私設道場などで見かける神棚は、仏教の浸透とともに、菩提寺や有縁寺が大般若経の一部や仁王経百卷あるいは心経千卷など、誦誦した巻数を檀那に配ったことになって、伊勢大神宮の御師も御祈禱の巻数と称してその数取りの麻(これを御祓様・大麻という)を頒布するようになり、これを清浄な棚などに安置し保存するようになったのが始まりで、中世末期以来のことであるといわれている<sup>注2)</sup>。この大神宮棚に対し、屋内に奉斎される神棚には、恵比須・大黒・荒神・稲荷など特殊な信仰の対象となる縁起棚、正月の歳徳棚・年棚、盆の精霊棚・盆棚など、人間の生産活動や家庭生活と結びついた実に多くの種類のものがある。

人間の死によって神が考えられてくるのは、きわめて自然である。死者の祭祀・死霊の崇拜は主として血縁者に向けられ、近親に対する家族的な親しみの感情から祖先崇拜となり、祖霊の崇拜となって神観念の成立を促すようになる<sup>注3)</sup>。そこで祭られる神は、文字どおり血縁的な氏神、祖先なる神であったろうと考えられる。しかし、この血縁集団が分化独立をくり返すうち、一定の地域や村落との結びつきを強め、ここに祖先の神としての性格にかわって、産土鎮守の神の観念が明ら

かとなってくる。つまり、同族神は集落の同族集団部面で氏神として現われ、地縁集団部面で産土神として現われるのである。仏教はこの同族神のもつ二つの側面、祖先という原理的な面と産土神という事実面とを明確に分ける機能をはたした。それは村という立場で、産土鎮守と檀那寺に、家という立場で、神棚と仏壇というように分化<sup>注4)</sup>した。この神と仏とは互いに習合し合い、神棚には伊勢神宮をはじめとする神社の神を祀り、仏壇にはかつては棚を設けて時に祭った先祖をと、それぞれを分つ二重祭祀が長い間続けられてきたのである。また、家の神棚にいろいろな機能をもった神が祀られても、それらは家の神として一つにまとめられ、合祀された。そこでは、柳田国男も述べているように、特定の神に固執する風はなかったようである。

其神棚の神様は、実は何様であるかをはっきりと意識して居なかったのである。たゞ年の暮には伊勢の御祓の札が配られ、又土地の氏神社からも御札が渡り、それを神棚の中に納めることにして居るから、大方はこの大小両處の神を拝むことになるのであらうと、漠然とさう思って居ただけであった。さういふいゝ加減なことは宣しくない、たしかに一国の宗廟を拝むものと心得よといった様な勧説は行はれて居るが、それは全く新しい大改良であって、事実少なくとも以前には無かったことである<sup>注5)</sup>。

このように、家の神棚には種々の機能をもった神々を祀り、互いに重複するものがあってもそれらは家の神として一つにまとめられ、家を守護するものと考えられ、他方、本尊仏礼拝の聖場であった仏壇は、民間在家のうちに取り入れられ、礼

拝の意義を改めて祖先の供養に向けられるようになり、神・仏が習合し転化した信仰形態を生み出してきたのである。神社の本義をもって祖先崇拜にありとする説は、その最後の根拠を遠く記・紀の古伝承に有しているとはいえ、そのことが特に明かな主張として説かれるようになったのは、つぎに述べる明治以降のことであった<sup>注6)</sup>。

天皇の古代的宗教的權威の復活により、中央集権的な統一国家を完成した明治政府は、長い間民衆の間にうけつがれてきた神仏習合の信仰形態を再編成し、新国家への統合理念としてのイデオロギー的基軸として、伊勢神宮を頂点とする神社制度を創設した<sup>注7)</sup>。天皇の祖先としての天照皇大神、その祖廟として伊勢神宮を置く原則を明らかにし、「奥羽人民告諭」に示されたように、天皇は、「天照皇大神宮様ノ御子孫様ニテ、此世ノ始ヨリ日本ノ主ニマシマシ、神様ノ御位正一位ナト国々ニアルモミナ天子様ヨリ御ユルシ被遊候ワケニテ、誠ニ神サマヨリ尊ク、一尺ノ地一人ノ民モミナ天子様ノモノニテ、日本国ノ父母ニマシマセハ<sup>注8)</sup>」と、生き神さま、われわれの父母であるという意識を民衆に定着させようとした。これが明治政府のとった神道国教化政策の意図であったのである<sup>注9)</sup>。

しかし、この神道国教化政策は、欧米諸外国よりのキリスト教に対する自由を求める強い要求や、森有礼・島地黙雷らの反対意見により挫折し、ついに、「信教の自由保障の口達」(明治8年11月27日)を発せざるを得なくなり、天皇制の枠内ながらも信教の自由を認める方向を示すことになった。ここに、神社は宗教とは切り離され、国民道徳的な崇敬の対象とする「神社非宗教」を建て前とする国家神道体制がつくられていった。神社祭儀礼典は明治23(1890)年に換発された「教育勅語」でその精神的裏付けを得、国家道徳の宣布をなすものとして意味付けられていった<sup>注10)</sup>。

明治37(1904)年に勃発した日露戦争に勝利したわが国は、世界の帝国主義国に伍し、その地位にともなる富と軍備を備えるため、より一層の富強政策を迫られることになった。そのため、戦時財政の急激な膨張により疲弊をきわめていた市町村財政をたて直し、国家の財政的・経済的・人的基盤を担う行政町村に再編し直すことが急務とされた。明治38(1905)年5月の地方長官会議を機に、内務省主導の下に推し進められた「地方改良

運動」は、市町村の自治の発展、産業の発展のために、市町村民が一体となって尽力する、そのための精神的支柱に「神社」を置いて自力更生をはかる運動であった<sup>注11)</sup>。民衆の守護神としての神観念は、国体精神発揚のための道徳神へと転化し、国家と市町村とを一元的に結びつける精神的支柱に位置づけられたのである。

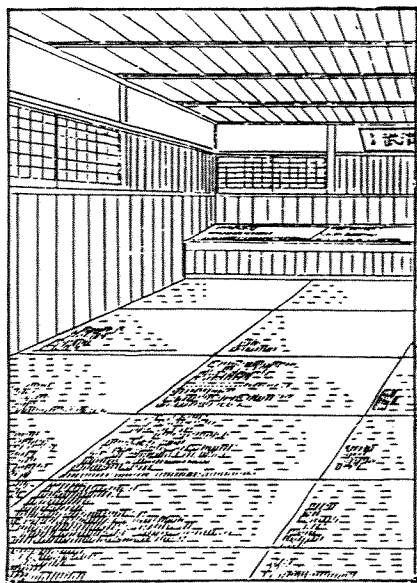
そこでは、日本民族固有の体制は血統団体たるところにあり、日本民族全体の統一体は家族の状態を拡充したものにはほかならない。国家は最高の人格存在であり、その発達が最高の理想である。その国家に一朝事ある時は、この家族的な団結ができることが理想である。事実、日清・日露の両戦争時に示した全国民の一致協力・協同が勝利をもたらしたものであり、この両戦争の勝利はその証明でもある。そしてこの社会組織を支えているのは「祖先崇拜」の風俗そのものであると説かれた<sup>注12)</sup>。そのことはまた、国民の間にもわが国が一種特別の国がらであるような感じをいだかせることにもなった。ここに、神社の本義は祖先崇拜にありとする説が有力視されるようになっていくのである。そうした折、明治42(1909)年6月3日、西内成卿樞原神宮宮司が、寺内陸相・小松原文相に、「日本全国大小、各学校に皇祖皇宗の遥拝所を新設すること」など5項目にわたる諮問案を提示<sup>注13)</sup>した。この案はただちに採択されたわけではないが、翌明治43(1910)年におきた大逆事件により、国民教育上に「敬神崇祖」の涵養を怠ってはならないことを為政者に痛感させる結果となった。これが、明治44(1911)年4月22日に開催された地方長官会議における、内務・文部両大臣より発せられた「敬神崇祖」による国民道徳統一の訓示となってあらわれるのであった<sup>注14)</sup>。そして、これを機に国家への忠誠心のあかしとして、神社参拝が強制されていくのである。

このことは当然、警察と相即不離の関係を保ちながら組織を拡大してきた大日本武徳会も、中央報徳会や大日本青年団などと軌を一にした国民教化事業を推進していたのであるから、道徳的教化の結節点としての神棚の設置も次第に浸透していったようである。事実、拙著「武道場と神棚(1)」(『前掲書』P.41~44)に記したように、警察署の武道場への神棚設置がこれと一致していることからそのことがわかっていく。

### Ⅲ. 戦前の柔道・剣道書の記述

#### にみられる武道場と神棚

明治・大正期に出版された柔道書のうち、武道場（もしくは「道場」）に関して一項目をたてて説明しているのは、有馬純臣著『柔道大意』（岡崎屋書店、再版、1905年）が最初である。有馬は、明治15（1882）年7月17日講道館に入門しており、当時4段であったので、彼の見解は嘉納治五郎およびその弟子たちの見解とも一致していたとみてよからう。有馬は、「道場とは元来伝語にして、業を積み仏教の奥義を研究するの場所と云ふことなり。夫より転じて剣術、柔術等の武芸の練習場も等しく道場と称し来れるなり」と、言葉の由来<sup>注15)</sup>を説明し、その広さや構造については、「道場の周囲は羽目となし、場合により一二方は板の間とし、或は一尺位の高さに桢椽を設け、一段高き若干坪の場所を設くるも監督其他種々の便利あり。羽目は六尺高さ位の處に適宜に窓を設け、凡て能く光線が透入し、又空氣が流通する様に注意すべし。而して角立ちたる柱の一部が壁間に露はるが如きは危険の恐あるものなり。畳は床を八通りか九通り刺し、表は琉球にて丈夫なるを選びて付け、其上を糸にて十通りより十五通り位縫ふべし」と述べている。また有馬は、『通俗柔道図解』（岡崎屋書店、訂正7版、1910年）なる本も書いており、その中に下記のような柔道場の図も掲げている。



図① 柔道場

講道館と教線拡張を競っていた帝国尚武会は、明治40年代にはその組織もとのい、「道場には上席と下席の定めがあつて、普通向つて正面を師範席とし、師範席に向つて右を上席左を下席とするのであるが、正面を上席とし其反対の側を下席とするものもある<sup>注16)</sup>」と、席次や規律を重んじはじめようになつていった。

同時に講道館においても、明治45（1912）年5月に「柔道修行者心得」を改正し、「道場に出席及び退席の時は師範席に向て敬礼すべきこと<sup>注17)</sup>」を義務づけた。これにより、正面（師範席）への礼は次第に一般化していくことになる。それとともに学校での礼儀作法や規律も次第にやかましくいわれるようになり、「道場は教室と同様であるから敬虔の念を持たしめねばならぬ。運動場と同一視するが如きことあれば自然規律も乱れて、柔道なるものゝ価値を下げ甚だ面白くない結果を来すやうになる<sup>注18)</sup>」とか、「礼儀作法及び諸規定<sup>注19)</sup>」を挙げて注意を促す著書も現われてくる。

- (a) 道場に臨む場合は袴を着けるか正服を着ける事。
- (b) 道場内にあつては脱帽する事。
- (c) 雑談又は弥次等の言動を慎み喧騒ならざる事。
- (d) 道場内を走り、或は遊戯等は厳禁する事。
- (e) 道場の出入には必ず道場の入口にあつて正面に向つて敬礼（座礼を通常とす）をする事。
- (f) 危険物等を持ち這入らぬ事。
- (g) 道場内にあつては必ず正座する事、若し久しきに亘り堪へ難き場合は直立する事。跌坐或は下肢を前に出し、或は膝を立て物によりかゝる等、無作法の動作は一切厳禁の事。
- (h) 道場は普通正面に向つて左が上座であるが、学校その他の道場に於て位置の関係上然らざる所もあるから、稽古を行ふ場合には予め問ひ質すこと。
- (i) 道場内に於ては裸体とならぬ事。
- (j) 稽古前には必ず手足の爪を円く切る事。
- (k) 窓に攀つて道場内を覗き、或は窓に腰を落し或は出入するが如き無体の行為を為さざる事。
- (l) 道場内は常に清潔に為すべき事。
- (m) 如何なるものと雖も喫煙室以外の場所にて喫煙せざる事。
- (n) 酒気を帯び道場に臨まぬ事。

しかし、明治・大正期の柔道書には、筆者の管見したかぎりでは、直接神棚や神前への礼を記述した書籍は見当らなかつた。

ところが、特殊流派の一事例として、山辺春正著『女式武道』(清水書房、1907年)には、「我が流に於ける礼法の注意」の項で、「神前への礼拝は、言ふもなかなか畏けれども、天皇陛下をあげ奉つるの礼拝にこそあるなれ、その故は、いうまでも無く武道は自己一身のために使用すべきものにあらずして、国家の為に使用すべきものなり。……一朝変事あるに際し全力を注ぎて、天皇陛下のために尽し奉るべきものなり」と、神前への礼のことを記している。この書が筆者の調べたうちでもっとも早い神棚記述の事例であったが、これを特殊例といったのは、この流派が薙刀・棒・柔術・居合など主に女子の護身術を中心としたもので、あまり有名な弟子も育てていないこと、しかも、この流派と同じ礼式を他の流派でも採用している事例が見当たらないことなどから、この流派独自の考え方で行った礼式と思われるからである<sup>注20)</sup>。しかし、この流派の礼式が直接他の流派に影響を与えなくとも、少なくとも、社会的にはそうした芽がふき出してきていたことは認めなくてはならないであろう。

こうした背景には、すでに大日本武徳会においては、明治28(1895)年10月25日に開かれた第1回武徳祭以来、演武場の北側中央に「仮神殿<sup>注21)</sup>」を設けて大演武会を実施しており、これが何らかの影響を及ぼしていると考えられる。事実、この期の剣道書を繙いてみるとそのことがよくわかる。例えば、大日本武徳会山形支部剣道教士小関教政の講述による『剣道要覧』(大日本武徳会山形支部、1910年)には、「道場に出て神殿又は上坐に向ひ礼」という記述がみられる。小関は、大日本武徳会から派遣されて山形支部の剣道教師をしていた者であることから、神棚の設置は、同会に関係の深い道場から始まったのではなからうか。このことはまた、このころ少数ガリ刷りで「武徳会形」や「審判ノ心得」「演武者ノ心得」等を説明した安藤子勝衛筆『剣道大意』(自刊、年不詳)にも、「道場ニ出テ神殿又ハ上座ニ向ヒ礼ヲナシ」と記されていることから、大日本武徳会から神棚や神前への礼が普及していったことをうかがわせるものといえよう<sup>注22)</sup>。

武道場での精神修養的側面を強調するため、「道

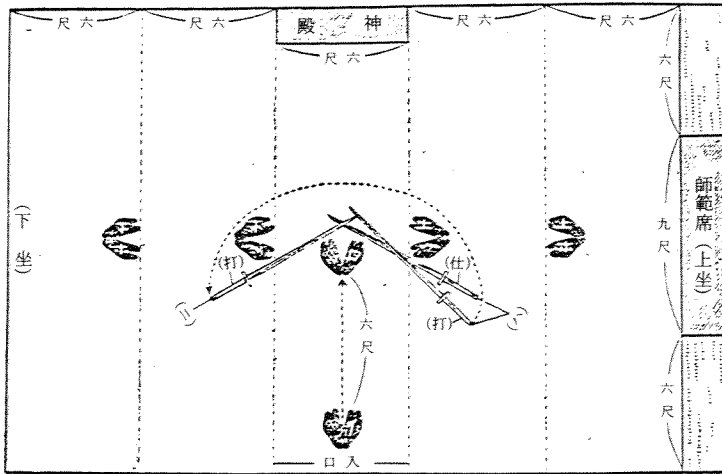
場の作法」も柔道と同じように厳格な作法となり、「出入には必ず袴を着用すること」「上長先輩に対しては礼儀を厚くすること」「端坐安坐の外姿勢を崩すべからざること」「高笑雑談等はなすべからざること」「稽古中は無駄言を云はざること」「他人の技術を批評すべからざること<sup>注23)</sup>」、あるいは、「防具及竹刀ハ鄭重ニ取扱フベシ<sup>注24)</sup>」といった、かつての道場心得や壁書に類した心得が示されるようになってくる。そうした中で、道場での礼式の方法を決定づけたのは、大正6(1917)年9月の「大日本帝国剣道形」の加註であった。

「礼ハ先ツ正座(玉座又ハ神殿)ニ向テ敬礼ヲ為シ<sup>注25)</sup>」の加註により、武道場には神棚を置くべきものといった観念を植えつける結果となった。そして、このことは他の諸団体へもすぐ影響していった。例えば、大正8(1919)年6月10日、群馬県前橋市に、「本会ハ武道ノ本髓ヲ修得シ依テ皇国ノ精神ヲ感得シ之ヲ実現スルヲ以テ目的」として発会した貫前会(幹事長折原佐助)は、その規則第11条につきのような条文を掲げている<sup>注26)</sup>。

- 一、御神勅ヲ始メ世々ノ御詔勅ニ表ハレタル大御心ヲ奉体シ常ニ神仏ヲ拜シ修身齊家以テ皇国ノ弥栄ヲ祈念スルコト(世界美化ノ根基ナリ)
- 二、三種ノ神器特ニ草薙ノ御剣ノ表ハレナル刀剣ヲ尊崇シ其他武器用具等ヲ尊重スルコト
- 三、武道場ニハ天照大神及ヒ経津主(貫前神)建御雷ノ二武神ヲ奉祀シ実習前後ニ於テ必ず拍手再拜スルコト(以下略)

また、帝国尚武会の河合昇道著『神道扶桑流剣術教授書水月之巻』(帝国尚武会、1917年)には、剣道場が図示されており、その中央に神殿が置かれていることから、民間の剣道団体への普及が推し計られよう。

警察関係の武道場は、大日本武徳会の支部・支所組織と相即不離の関係にあったので、当然、はやくから神棚が持ちこまれてきたことであろう。神道無念流渡辺昇(大日本武徳会商議員)の弟子で、各地の警察署で剣術師範(のち警視庁師範となる)をしていた堀田捨次郎<sup>注27)</sup>著『剣術教範』(津市自彊会、1912年)には、礼式を説明した項の中に、「神殿ヲ拜ス」という記述があることからそのことが推し計られよう。さらに、警視庁において根岸信五郎亡きあと主席師範となった、中山博道著『剣道手引草・第一輯』(有信館本部出



図② 剣道場

版部、1923年)の礼式の項にも、「神前に向って礼」という記述がある。この点は、拙著「武道場と神棚(1)」(『前掲書』P.42~44)において実証したものと符合するであろう。

しかし、学校剣道の指導的役割を担っていた東京高等師範学校の関係者が書き著わしたのものには、神棚や神前への礼についての記述が見当たらない。この点は、嘉納治五郎同校校長の意向が強く働いていたためとみられる。大正4(1915)年、同校の総力を結集して高野佐一郎の名前で発行した『剣道』(剣道発行所、1915年)には、「古来道場は神聖なる霊場とせられ、恰も学校の講堂、宗教の祭壇と異なるなく厳格なる礼儀作法の下に斯道の修行は行はれたり。剣道は心身鍛練の道なり<sup>注28)</sup>」と、行的な修行態度を求めてはいるが、直接神棚や神前への礼については記していない。また、高野の教え子で、大正7(1918)年同校を卒業した金子近次は、『剣道学』(聚英閣、1924年)において、「剣道設備論」なる編を設けて、「剣道場の必要」「剣道場の面積」「剣道場構造上の注意<sup>注29)</sup>」「剣道場の周囲」などを、6頁にわたって説明しているが神棚の設置は認めていない。この中で「剣道場構造上の注意」の項には、以下の7点の留意事項が記されている。

- A 道場は高燥な処を選ぶこと。道路の近くならば道路の南側がよい。
- B 床板は最も上等の物を用ひ、厚さ少くとも一寸以上で幅七・八寸であること。杉が最もよい。

C 床板を張るには特に注意しなければならぬ。

(中略)

- 一 通しの丸太と土台と根太を離すのは床面に弾性をつけるためである。「スプリング」は破損し易い。
- 二 床面に決して釘を出してはならぬ。
- 三 床板の幅五寸以下及び厚さ一寸以下の物はよくない。
- D 床板とハメ板となす角はこれに三角形の木を張って其の角をうづめるがよい。
- E 採光は十分で而かも日光の直射しないこと。

F 空気の流通を最も盛にすること。それには天井を高くし、空気抜きを作り、時によっては施風器を備へること。

G 床板高くし、床板の周囲に無窓窓を設け、風のある時は一方の窓と其の反対の窓を開放して床面の塵埃を吹き去る設備をすること。

これを、縄田忠雄著『剣道の理論と実際』(六盟館、1938年)に記されている「理想的道場の設備」と比べてみると、床板は「相釘手違」の方法で張り、板面に釘を使用しないことなど共通点も多いが、大日本武徳会武道専門学校の卒業生である縄田は、道場に神棚を設けることを奨励している。また、床板には「日本松が最も宜しく、桧が之に垂ぎ、「杉材の如く木目の立ち易いのは感心出来ず」としている点は、金子と異なる見解を示している。これは、厚生省体力局編『武道場及体育館』(1939年)が「剣道場の床は実用上厚さ一寸以上の杉張りが良い」とする見解をとっているのとも違っている。さらにまた、縄田は「床下に壺を埋」ておくことを奨めているが、金子はこの点については一言も触れていない。

ところで、武道場(剣道場)の床下に壺や甕を入れるようになったのは、能舞台<sup>注30)</sup>の響きをよくするための床拵えに倣ったものである。「御宮大工と雀は軒でなき、御舞台大工と鼠は床でなく」といわれたように、壺やかめのとりつけは、舞台大工にとっては秘伝の工法とされてきた。これがいつごろから武道場にもとり入れられたのかはよくわからないが、少なくとも、江戸時代中期ころ

より盛んとなった竹刀打込稽古法の普及とともにであろうと推察される。新しいところの例では、明治43(1910)年に建てられた東京高等師範学校の剣道場は、「床下にバネを入れ、又針金で甕を吊るす。甕は斜に地面とすれすれになってゐる<sup>注31)</sup>」し、大正元年に落成した警視庁の演武場も、「床下には十二個の甕を埋め<sup>注32)</sup>」ている。床面積の拡大とともに、床面を一枚板のように弾ませるため、スプリングも使われるようになってきた。しかし、これについては、両者ともに賛成する意見を述べていない。

昭和(戦前期)になると、柔道書にも大きな変化がみられるようになる。竹田浅次郎著『柔道手びき』(近代文芸社、1929年)は、「道場及び礼儀」の項において、「先づ道場に入る時も、又出る時に於ても、如何なる時と雖も必ず入口に於て上座(神座)に向つて礼をするのである。縦令、神が祭つてなくとも、師範が座に居なくとも、本技を行ふ神聖なる道場に対する敬虔の念から是を行ふのである」と、嘗見したかぎりの柔道書では初めて「神座」という言葉が出てくる。また、同年発行された金丸英吉郎著『現代柔道と修練法』(淳風書院、1929年)の「道場」の項にも、「(道場の)前面は床を付けて神殿とし、上席、下席を設けて不敬ならぬやうに秩序あるやうにつくるのである」と記されている。さらに、永吉喜島著『綜合柔道』(自刊、1930年)には、「道場には鹿島の神と香取の神とを奉祀して有る」とし、「普通武道の神として奉祀しますのは鹿島の神である。鹿島の神の武威に就きましては諏訪の神との力比べを前述した通りである。……其の外に桓武天皇を奉祀することもある。天皇は平安に遷都されてから禁廷に武徳殿を御造営全国の武道家を御集めになり毎年武道大会を御催しなされたからである」と記してある。「桓武天皇を奉祀する」といった記述からは、明らかに平安神宮境内に造営された武徳殿との関係が示唆されてこよう。

嘉納の弟子でもあるが、当時すでに武道専門学校主任教授となっていた磯貝一<sup>注33)</sup>は、教え子栗原民雄との共著『大日本柔道教典』(富山房、1932年)において、「道場には、上席と下席との別を設け、上席の祭壇には武神を安置し」と述べているように、柔道場にも次第に神棚を設置するようになってきたことを記している。そのあたりのことは、松岡辰三郎著『昭和の柔道』(博文館、1935

年)をみればよくわかる。「これまで私が指導した多くの道場には神を祭祀した所は少なかったが、最近に至つて道場には神を祭祀することの意義深きを感じるに至つた。祭人の何人なるかに就いては、敢て論ずるところではない。私の考へる神は、完全無欠の人格を具へたものを意味する。道場は斯る神の世界であるといふ意味において、道場に神を祭祀することの意義深きをみとむるにいたつたのである」という表現で書き記している。

嘉納治五郎が書いたといわれる唯一の柔道書『柔道教本・上巻』(三省堂、1931年)において、嘉納が「道場は講義や問答の為に用ひることもあるが、主として乱取・形・試合などの為に用ひるのであるから、刺畳を敷きつめた広間を適當とする。……又道場内は出来るだけ清潔にし、精神の修養所として嚴肅で神聖なる空気を維持することに努むべきである」と、神棚のことは触れずにさらりと流した文章にも、次第に風当たりが強くなっていったろうことが想像される。

そうした折、昭和10(1935)年12月、嘉納治五郎宛に円子経雄より、講道館に神棚を設置するよう求める「建白書<sup>注34)</sup>」が届いた。この時嘉納は、「拙者は、既に書いたものにも発表し居る様に、皇室を尊崇し、伊勢の宗廟の如き神を敬ぶものに候へ共、所謂宗教には信仰なく、他人が信仰するは其人随意、宗教は既往に於て世に益をなしたる場合多く、将来も益をなし得べきものと考へ居り候へ共、宗教は各々対立して居り、現に政府も、学校で宗教を教へる事を禁じ居る様な次第、世界諸国に於ても、学校に於て宗教を教へざる事に傾き居り候様の実状、個人なり或る団体が、何かの宗教を尊崇する事、何等差支無之、講道館の如き全人類の中心機関を以て任じて居る大教育場に於ては、成るべく対立して居る宗教から掛け離れ居るを適當と認め候<sup>注35)</sup>」(12月22日付)という返事を送つた。しかし、それから1年程の間にどのような心境の変化が起つたのかはわからないが、昭和12(1937)年1月10日の鏡開式において、道場内貴賓席に神殿を祀つたことを公表している<sup>注36)</sup>。それは、昭和10(1935)年に行われた「国体明徴」の決議以来、天皇や国体を楯にとつた非合理的な要求がまかり通り、それが世論を扇動して暴力的な威力となって講道館にも迫つてきたためであろうと思われる。現に、「皇化神柔道」を標榜して、昭和12(1937)年3月14日に発会した全日本柔道

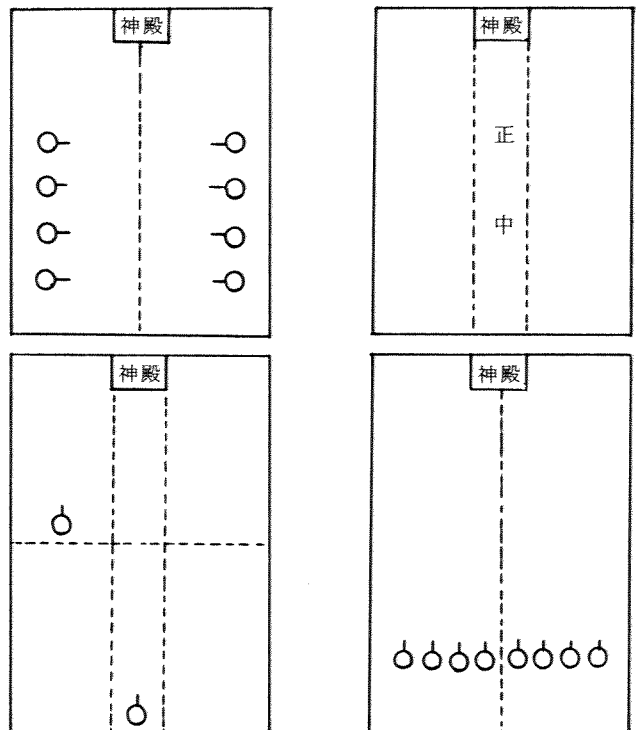
会<sup>注37)</sup>(会長稲葉太郎)など、右翼国粹主義柔道団体は、発会以前からも再々にわたって講道館に圧力をかけてきている。こうなつては、さすがの嘉納もそれを阻止できなかったのではなからうか。それでも嘉納の側近たちは、自己の書く書籍に神棚のことを書かないことで、何かこうした風潮に抵抗しているようにも見える<sup>注38)</sup>。しかし、講道館という大きな牙城が崩れたことにより、柔道場にも「必ず武神を御鎮座すべきが常識である<sup>注39)</sup>」(・印筆者)といわれる状況にまでなつてしまった。その常識がまさに昭和12(1937)年につくられたのである。

また、昭和(戦前期)の剣道書についてみると、「道場には武の祖神たる経津主神、武甕槌神がおはしますのであるから<sup>注40)</sup>」とか、「正面には神殿を安置しこれを上座とし<sup>注41)</sup>」といった書き方は、むしろ常識化する。それでも高野佐三郎は、中等学校において柔道・剣道が必修化した昭和6(1931)年、その教授参考書として書いた『剣道教本・上下巻』(三省堂、1931年)においては、「昔から道場は神殿・祭壇又は学校の講堂のやうに神聖な場所とされて居た。そして剣道の修行は厳格な礼儀作法の下に行われて来た。剣道は心身鍛練の道である」といった、神棚設置の明記を避けるような表現で記している。しかし、この期になると東京高等師範学校の卒業生の中にも、「入場・退場の際の敬礼は、……直立不動の姿勢で神前に向つて上体を僅かに傾げる<sup>注42)</sup>」とか、「出入の際に当つては邪念を払つた敬礼を必ず神前に捧げることになつて居ます<sup>注43)</sup>」といった表現にかわってくる。そこには、同じ学校の卒業生であっても、嘉納が同校を去つた(大正9年1月16日依願免職)のちは、柔道よりも剣道関係者の方が、意識の上においてもいちやく神棚設置に踏み切つたことを示すものといえよう。

こうなると、道場内での上下の席次がことのほかやかましくなる。席次は、正中を上位とし、左を次とし、右を其の次とする。その場合、神殿を主としてこれをいうのであるから、自己の左右とは反対の位置になる。神殿が左あるいは右に偏した場合、正中もそれにつれて左あるいは右に偏するものである。また、広狭による席次は、神前

に近い位置を上位とし、遠い位置を下位とする。したがつて、神殿に向つて横一列に並んだ場合は、正中を上位とし、左面を次とし、右面はこれに次ぐものである。つぎに、神殿に向つて並行に坐した場合、神殿を己の右にして正中に面している座を左側といつて上位とし、神殿を己の左にして正中に面している座を右側といつて、その次に位する位置である。さらに、遠近とは、神殿との距離の遠近をいつたので、神殿より遠い正中の位置は、神殿より近い左右面よりも下位となる<sup>注44)</sup>。ここに図示した席次は、永吉喜島著『綜合柔道』(前掲)に示された柔道の席次とは異なるものである。永吉は、神殿に対する遠近によつて上・下の区別をつけ、左・右は同等としているが、ここでは、宮中の玉座の席次に倣つて左面上位と区別していることに注意する必要がある。

昭和10年代以降は、日中戦争の拡大激化とともに、剣道に寄せる期待は大いに高まり、剣道書の記述も神がかりの度を増していった。「我が国は神国であり、我々が奉じてをるところの武道はこの神国を開いたところの神から伝わつたからである。我々が道場に於いて武を講ずるといふことは、



図③ 剣道場の席次



とりもなおさずこの神意を内に体して行うところの修業であって、乃ち云い換へれば、神の意志に従って動くことである<sup>注45)</sup>」と説かれるようになる。さらに、道場観念を学校全体にまで広げ、「これまでの体育室や体操場は今や体錬道場（略して体錬場）と改称され、運動場も亦その意味に於いて屋外体錬道場（略して屋外体錬場）と考え直さなければならぬと、「高められた道場観」の主張もなされるようになる<sup>注46)</sup>。

以上みてきたように、武道場への神棚設置は、柔道場よりも剣道場、学校よりも大日本武徳会および警察署の武道場から普及していったことがわかっていく。剣道場の場合は比較的是やく、普及率も高かったが、それでも「道場に神棚があつてあたりまえ」となるのは、大正後半期から昭和初期にかけてであり、柔道場では、少なくとも昭和10年代にならないとそうした状況には至らなかった<sup>注47)</sup>。それも、決して宗教的信仰心の発展から普及したものではなく、国家の思想善導策として、天皇制イデオロギー注入の道徳的シンボルとしてもちこまれてきたものなのである。次項において述べる「神前への礼」も、各人の自由意志から行われたものではなく、国家（天皇）への道徳的忠誠心の証として強要されたものであったのもその意味からすれば当然であった。

#### IV. 戦前の柔道・剣道書の記述

##### にみられる武道の礼式

武道の礼式をみる場合、学校儀式の確立過程を無視することはできないであろう。

ところで、近世藩校教育は、人間形成の最高目標を儒教におき、儒教的道徳的な人間の形成を旨とするものであったから、多くの藩校学舎内には聖堂が設けられていた。聖堂のない藩校においては、学舎内の適当な場所にこれに代るべき施設をもち、そこに孔子を奉祭していた。そこでは、「積奠」とよばれる儀式が、春秋あるいはいずれかの時期に行われていた<sup>注48)</sup>。

維新後、昌平学校・開成所・医学所の三校を総合して大学校を設置し、国学の講究を主とする体制をつくり上げた維新政府は、明治2（1869）年8月、孔子にかかわって皇神大神（天照大神）を学神とする学神祭を挙行了した<sup>注49)</sup>。この学神祭は、漢学派と国学派のはげしい争いを生じ、ついに、翌明治3（1870）年7月、大学本校の閉鎖により

その結着がはかられた。しかし、これは結果的には、学校から積奠の儀式を追放し、積奠のもっていた民衆教化的役割を、国家神道及び皇室にかかわる祝祭日とその儀式に肩がわりさせる方向に道を開いた<sup>注50)</sup>。また、寺小屋における行事として広く行われていた天神講や七夕祭、あるいは民間習俗となっていた五節供など、民衆生活とも深いつながりをもった行事は、明治6（1873）年10月14日、太政官布告第344号をもって国家祝祭日が定められた際、そこからはずされ、皇室にかかわる祝祭日のみが国家の祝祭日と定められたのである<sup>注51)</sup>。この祝祭日は、明治維新により成立した天皇制国家の支配体制を正統・宣揚し、国家への統合意識を啓蒙するという視点から策定されたものであった<sup>注52)</sup>。

そして、祝祭日における儀式は、明治23（1890）年10月30日に発布された「教育ニ関スル勅語」により、全国的定式化への契機を生み出し、翌明治24（1891）年6月17日に公布された「小学校祝日大祭日儀式規程」によって、その確立をみるのである。また、勅語発布の前後に盛んに下賜された「御真影」は、勅語の聖旨徹底のための後ろ盾としての意味をもつに至った<sup>注53)</sup>。

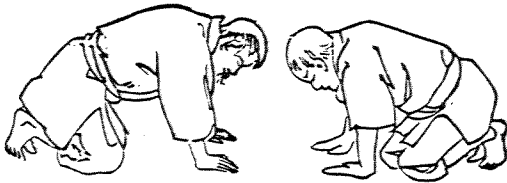
武道の礼式が確立するのも、こうした学校儀式の礼式が確立した後、それも、日露戦争後のことであった。

古流柔術の礼式が如何なる形式のものであったのかは、残念ながらよくわからない。しかし、少なくとも幕末から明治期にかけては、直立姿勢から「静カニ腰ヲ下ゲ左膝ヲ前ニシ右膝ヲ後ニシテ横身トナリ、右膝頭ヲ畳ニ付ケテ爪立テ踵ヲ肛門ノ處ニ当テ、左膝ハ畳ニ付ケズ、下腹部ヲ張り出シ右手ニテ拳ヲ輕ク抑ヘ、左手ヲ左膝ノ外側ニ付ケ顔ハ敵ニ向<sup>注54)</sup>」けた姿勢からの黙礼が主体ではなかったかと思われる。これを本式の礼、あまいは型の礼と呼んでいるのに対し、「(両)足ヲ爪立テ両膝ヲ屈シ両手ヲ畳ニ突キ上体ヲ前ニ下ゲ<sup>注55)</sup>」た乱捕の礼や、帝国尚武会が採用した、

「静に腰を下し両膝を開き、踵を肛門の處に当て、膝を中途に置き、下腹部を張り出し、両手を膝頭の上に軽く据え、顔を敵に向け<sup>注56)</sup>」た姿勢よりの礼、いわゆる相撲の力士が、蹲踞して行う「指建礼」と同じ仕合の礼などがあり、流派によっては多少の違いもあった。

講道館においては、すでに富士見町時代（明治

19～22年)の稽古風景画<sup>注57)</sup>(菱田春草筆)に乱捕の礼が描かれているので、当初よりこの礼式を採用していたようである。その後この礼式は、明治39(1906)年講道館と大日本武徳会との間に「乱捕の形」30本の合意がなされた時、正式の礼式として採用されたので、両膝をついて爪立てた姿勢よりの礼(座礼)が次第に一般化していった<sup>注58)</sup>。



図④ 柔道の礼・坐礼

ここで問題となるのは、今日いうように、起居に際し「左坐右起」を明示している柔道書が、わずかに竹田浅次郎著『柔道一試合の業掛の時機一教典』(服部文貴堂, 3版, 1941年)に、「礼が終って立つ時は右足を少しく前に踏み出して膝立ちで立上る様にし、両足を一度に踏んで、殊に強く踏みつけて立上る様なことをしては礼を失するから決して行ってはならない」と記されているものと、石黒敬七著『柔道・其の本質と方法』(旺文社, 重版, 1943年)に、不動の姿勢より坐する方法として、「不動ノ姿勢ヨリ正坐スルニハ、先ツ左足ヲ其ノ爪先ガ右踵ノ線ニ至ル位ニ退キ、上体ヲ徐ロニ下ロシ足先ハ爪立テツ、左膝ヲツキ次ニ右足ヲ退キ足先ハ爪立テツ、左足ト揃ヘテ膝ヲツキ両足ノ爪先ヲ伸バシテ足ノ親指ト親指トノミヲ重ネ鳩尾ヲ落シ脊椎ヲ真直ニ落チ付ケテ正坐ス」、また、正坐より立ち上がる動作として、「正坐ヨリ立上ルニハ、先ツ上体ヲ浮カシ両足ヲ爪立テ立上ル準備ヨナシ、次ニ坐ルトキト反対ニ右膝ヲ立テ、其ノ足ニ重ミヲ託スル気持ニテ立上リツ、左足ヲ右足ニ揃フ」と記されているものの2冊しかないことである。石黒の著書は、昭和15(1940)年8月1日、講道館と大日本武徳会との間で合意された「礼法<sup>注59)</sup>」の条文をそのまま掲げたものであり、それ以前の著書には、礼を終えて立ち上がる時には、両足そろえたまま、あるいは「右足又は左足より起つ<sup>注60)</sup>」と、どちらの足からでもよいように書かれているので、「左坐右起」の方法が柔道の礼式として定着するのは、この合意以降のことであったといえよう。

しかも、乱捕の場合でも爪立てない正坐法から礼をする礼式が定着するのは、戦後のことである<sup>注61)</sup>。添田良亮著『写真解説柔道入門』(文教堂出版, 1949年)に記された、「正坐起立の仕方」の説明(「不動の姿勢から正坐するのは、先ず左足を右足の踵の線迄下げ、左膝をつき次で右膝をつき、爪立てた両足を伸して、目は前方を注視いたします。このとき足の親指と親指とだけ重ね、両膝の間は約二握り位にして、上体を落着け、両手は体に近く両股の上に、指先をやゝ内側に向けて置きます。……起立する場合には正坐の順と反対の筋道を通ればよいのであります。即ち先づ両爪先を起して立上る準備をし、右膝を立て次で左膝を立て、元の位置に立ちます」)は、そのもっとも早い時期のものである。それをみても、昭和15(1940)年に合意された「礼法」の骨子が、戦後もそのまま受け継がれ、今日にまで及んでいることがわかれる。

さらに、柔道書に「立礼」が出てくるのは、村上邦夫著『乱捕の形(柔道叢書)』(柔道会, 1921年)が最初のものである。そこでは、「立礼は自然本体に立って気を静め、心に恭順の意あつて、上体が自然に前に傾くのである。其の傾ける度合は約三十度である。目は相手に注目するのではなくて、自然本体に立って居た姿勢のまま前に傾けるのである。これは柔の形などの時に用いる」と述べられており、上体を傾ける角度30度は、前述した昭和15年の「礼法」により、剣道と同じく「最敬礼」と「敬礼」とに分けられるまで続いた。中には、「著者は柔道稽古の際に於ける座礼を廃し立礼を行わしむる事を勧告するものである」と説く者もあり、競技化・国際化の進展にともなって、次第に「立礼」優位になっていったことがわかれる。また、剣道では早くから説かれた三節の礼(神前への礼・師への礼・同輩への礼)については、この立礼の普及とともに浸透していき、昭和初年代にはそれを解説した著書もあらわれた<sup>注62)</sup>。しかし、これは剣道の礼式を援用したものであって、柔道の礼式としても行われるようになるのは、前述した昭和15年の「礼法」以降のことであった。この点からも、柔道の神前への礼が一般化するのは、昭和10年代に入ってからであったことが裏付けられよう。

これに対し、剣道の礼式を述べた文献も極めて少なく、単独の著書では、堀正平著『剣道礼儀考』

(剣道考古館，1941年) くらいしかない。そこで堀は、「徳川初期迄は，試合に礼儀杯なく，中期以降から行われたらしい。文献では今の処，漸く嘉永に至ってこれを見る」ことができると述べている。嘉永年間（1848～1854）に書き著わされた礼式を示した文献というのは，後述する窪田清音の『剣法試合組』のことかここでは定かでないが，いずれにしても現在各古流が行っている礼式は，江戸時代中期以降，しかもかなり幕末に近いころになってようやく固まってきたものであったろうと思われる。それも，身分社会における下級者が上級者を待つ姿勢として広く一般化していた蹲踞姿勢を，直接的には力士が土俵上で蹲踞し，指建礼を行うことを参考として，剣術の礼式としたものと思われる。

受太刀の者二振の太刀を持出，其場所を見計ひ，仕太刀の太刀を置に，切先をおのれがかたえむけて表の形と違ひ，こ度はたてに置，しかしておのれが太刀を持，前に置ところの太刀と壹間をへだてて同しくたてに置ひかへて，其時仕太刀其太刀の居ある前に至り，ひさまづき，受太刀をたしかに見て，右の手して太刀の柄を取，前へよせ，左の手をそゆる。此とき受太刀も同しく柄を取を見て，仕太刀立上り，太刀を持たるまゝにさげて，場を切へたつ事。其所により近くは三足，遠くは五足さかりて一足に立て，受太刀を見て有べし。しかしてより，受太刀より仕かけ来る事習ひなり。末皆同じ。略てしるさず。おしはかりて知へし<sup>注63)</sup>。

こうした蹲踞礼の形式は，江戸時代中期に発生し現在も多くの伝承者がおり実見することのできる，直心影流や北辰一刀流などの新流派の礼式とほぼ一致している。そして，この「ひさまづく」ということが，受太刀に対する礼であるとともに，待つ姿勢としても大きな意味をもっていたのである。幕末期にほぼ固まった蹲踞礼の仕方は，その後明治期へと受け継がれ，中でも，明治6（1873）年に始められた撃剣興行は，小屋掛けの様式など相撲興行をそっくりまねているので，それが原因で相撲式の蹲踞礼をより定着させたとも考えられる<sup>注64)</sup>。

その後，明治30年代までに出版された剣道書には，根岸信五郎著『撃剣指南』（自刊，1884年）に，「芸礼ハ総テ右ヲ上坐トス。故ニ先輩ヲ右ニ立ツルハ勿論下輩ト雖モ一応ハ右坐ニ譲リ，坐定

ツテ後互ニ礼ヲ行ヒ而後立合フヘシ」と書かれている。また，米岡稔著『撃剣柔術指南』（聚栄堂大川屋書店，1897年）には，「斯て道具を着け終り席の上下を譲り合ひ席定まるや，互に竹刀を前に置き恭しく一礼をなし，然る後互に竹刀を下より手に取りて，立合う時は『ヤー』の掛声にて試合を始むるものとす」と書かれている。さらに，平岩一太郎著『柔術撃剣早学』（和田文宝堂，1898年）には，「愈々仕合ひになります前の礼儀は，双方共に竹刀を前に置き容姿も正し一礼いたしまして，互に睨み合ひ竹刀を右手に持ち立てまして足は爪先だけでシャガミまして，一声の掛声と共に立ち上がり術を行ふのであります」と書かれている。この著書には口絵として次のような図が添付されており，この頃までは剣道の礼式も幕末以来の蹲踞礼であったことがわかる。



図⑤ 剣道の礼・蹲踞礼

これに対し，日清戦争に憲兵隊長として出征し，自らの戦場体験をもとにして振気流剣術を編み出した隈元実道は，「剣士は，竹刀を左腰へ提げ，登場口へ兩名並立して，首長へ注目し最敬礼を行ひ，而して上級たる者，首座へ背を向けさる様に，転回しつゝ跡退りし，首座の左方へ就き，彼我九尺以上を隔てゝ相對し，互に気を入れ，眼を敵の眼に注ぎ，徐々に蹲踞し，趾蹠をつき，両踵を合せ，両膝を左右へ披らき，互に目礼して，居合の法に依り，右片手にて竹刀を抜き出し，稍々刀尖を地に垂れ，左手も添へて，直ちに立ち合ふへ

し<sup>注65)</sup>」と、首長に対する「最敬礼」と提刀姿勢から始まる礼式を採用している。これは、隈元が憲兵であったことから、陸軍の室内礼式を援用したものであったといえよう。

このころまた、軍人以外にも学校での剣術教授に適する礼式として、提刀から始める蹲踞礼を提唱した者がいた。例えば、京都府立師範学校や同第三中学校で剣術教師をしていた直村宗次郎は、『剣法教授書』（自刊、1905年）の中で、「仕度調ひたるときは、左の手に竹刀の鏢際を握り左の腰の処に刀を帯ひたる如くなし、静に少し歩み出て相手者を待つへし。……位置定て互に向ふときは、竹刀は左の腰に左の手に握りたる俣、踞む膝を付くにあらず、右の手は右の膝頭に置き少し頭を下て礼を為し、然して右の手にて竹刀の柄鏢際を握り刀を抜く如く竹刀を前へ出し、左の手にて竹刀の柄頭を持ち敵の動作を見合せ、相共に立ち上り構へたる時は必ず声を掛るへし」と述べている。

しかし、この蹲踞礼の形式を「立礼——蹲踞」と改めたのは、明治39（1906）年の「大日本武徳会制定剣術形」においてであった。この剣術形では、「(甲乙)場に臨むや、互に刀を左手に提げ(刃を上にし鏢際を握る)右手を垂下し、直立自然の体勢にて眼を敵眼に注ぎ、気を充て凡八歩の距離を以て相対し、互に軽く黙礼す。而して双方右足より徐々に前進し、間合(約五尺)に接近したるとき、刀を抜きつつ蹲踞し互に刀尖を接す<sup>注66)</sup>」と説明され、提刀立礼——抜刀蹲踞——立ち合い——納刀蹲踞——提刀立礼の形式に統一したことを記している。ここに試合開始時の「蹲踞」は、礼式なのか待ち姿勢なのかの議論を惹起することになった。少なくともこの時点以降の蹲踞は、礼式ではなくなったことを認識しなければならないであろう。ところが、一見無意味な儀式のようにみえる蹲踞も、もっとも安定した運動の原点を、低い姿勢に置く日本文化の伝統性を再認識したならば、文化の基本的な枠組を決定する日本人の心性という面から捨て去ってはならない儀式のようでもある。相手と立ち合う前の待つ姿勢は、相手との対峙の仕方、間合や身構えへと発展し、剣道という運動文化の基本的な枠組を決定する重要な要素であるともいえよう。

これ以後、試合や稽古時の礼は、この剣術形の礼式に準じて行われた。前掲の小関教政述『剣道

要覧』には、「道場に出て神殿又は上坐に向ひ礼を為し」と、神前への礼のことを記しているが、お互いの礼式は剣術形とまったく同じであった。

而る後相手の方と対ひ合ひ、双方互に目礼を為して中央に進み、相互の間凡そ二間程の位置を取り、相共に膝を折り相手の顔目に注視し、刀の柄の鏢際を右手に握り、左手を柄頭に持ち添へ、前へ出し水平に構へ、直く立上り試合に懸るへし。而して試合終りたる時は前と同しく中央に膝を折り、又刀を左手に持替へて立ち上り、後へ引き前目礼したる場所にて又目礼を為し、後へ下り前の如く、神殿又は上座に向ひ礼を為したる後控席に着く可し<sup>注67)</sup>。

さて、ここで問題としなければならないのは、「神前への礼」のことが書き著わされたことにもない、「三節の礼(神前への礼・師への礼・同輩への礼)」ということがいい始められたことである。このことを最初にいい出したのは、大日本武徳会剣道主任内藤高治である。内藤は「剣道講習法(其二)」と題する講義において、「我国の剣技を講習するには其の講習場なる道場には必ず武の祖神を斎き祭りて講武の本義を明かにし道場の神聖を保つ可き筈なればなり、所謂武の祖神とは武甕槌命、経津主命の二柱の神にして此の二神を祭るは古来よりの式法にして即ち道場三節の礼ある所以なり。三節とは一者武の祖神に対するの礼、二者師に対するの礼、三者生徒相互間の礼是なり<sup>注68)</sup>」と述べており、これが三節の礼について述べられた最初であろう。ところが、内藤はすでに明治40（1907）年6月から大日本武徳会の機関誌『武徳誌』に、今回の講義の骨子ともいえる「剣道初歩<sup>注69)</sup>」と題する講義を行っている。そこでは、「登場」「礼」の二項とも神棚のことや三節の礼のことについては何も触れていない。それがわずか5年程のちには、同じ大日本武徳会の機関誌に、神棚や三節の礼のことを講義しているということは、地方改良運動と軌を一にした何か大きな変化がこの間に起ったことをうかがわせる。この点からもまた、明治末期に剣道場へ神棚が設置されはじめたことを証明する一事例といえることができよう。

三節の礼を書籍上ではじめて解説したのは、堀田捨次郎著『図解剣道教範』（二松堂書店、1922年）ではなかろうか。堀田は三節の礼の意味を、「神殿に対するの礼は敬神の思想を涵養するもの

にして即ち尊王観念を養うなり。師に対するの礼は親に対するの礼にして孝養観念を養うなり。常に此観念を養うは忠孝の心を養い発しては誠中となり或は孝悌となるなり。相互は兄弟に対するの礼にして信義観念を養うものにして即ち信義交友を意味す」と述べ、その重要性を説いている。しかし、頭を下げる角度など具体的な形態については、稽古前に一同そろって行う神前への礼は「最敬礼」、師への礼は「坐礼」としており、また、防具着用の提刀姿勢での神前への礼は「黙礼」、相手との相互の礼も「黙礼」としており、のちのように立礼の頭を下げる角度のみでそれを区別することはしていない。

これを立礼の頭を下げる角度で区別するようになったのは、大正12(1923)年7月5日、警察官の礼式が改正<sup>注70)</sup>され、天皇や神前への「最敬礼」と、上官・上司への「敬礼」方式が細かく定められたことにより、警察と一体的な関係にあった大日本武徳会においても、これに準じて剣道の三節の礼の頭の下げ角度を云々するようになるのである。改正された「警察礼式」にいう最敬礼とは、「不動ノ姿勢ヲ執リ先ツ天皇ニ注目シ次ニ体ノ上部ヲ約四十五度前ニ傾ケ頭ヲ正シク上体ノ方向ニ保ツ」というものであり、敬礼とは、「敬スヘキ人ニ面シテ直立シ姿勢ヲ正シ眼ニ注目シテ体ノ上部ヲ約十五度前ニ傾ケ頭ヲ正シク上体ノ方向ニ保チ行フモノトス」と定められた。その後、昭和16(1941)年に主として中等学校における礼法教授の資料として、また広く国民共通の礼法として編纂された「礼法要項<sup>注71)</sup>」では、最敬礼は、「先づ姿勢を正し、正面に注目し、上体を徐に前に傾けると共に手は自然に下げ、指尖が膝頭の辺に達するのを度(約四十五度)としてとゞめ、凡そ一息の後、徐に元の姿勢に復する」、立礼の敬礼は、「先づ姿勢を正し、先方に注目し、上体を徐に前に傾ける(約三十度)と共に、手は自然に下げ、寸時その姿勢を保ち、後徐に元の姿勢に復する」、また会釈は、「立ってあるときは、先づ姿勢を正し、先方に注目し、上体を徐に前に傾ける(約十五度)と共に、手は自然に下げるとゞめ、後徐に元の姿勢に復する」というように、三段階の頭の下げ角度が定められた。これにより、それまで剣道で行っていた三節の礼も、神前への礼は45度、師への礼は30度、相互の礼は15度というように、頭の下げ角度の形式が確立されていったのである。その

一例として、小川哲一著『国民学校武道(剣道)参考書』(自刊, 1944年)には、「直立提刀不動の姿勢にて先づ先方に正対し注目して後上体を徐ろに前方(約三十度位)に傾け(此の時首は曲げないこと)手は自然に前に垂れ瞬時其の姿勢を保ち後元の姿勢に復する。此間恭敬の念を以て大体一呼吸の間に行う。此れが長上並に師に対する敬礼で互の礼は前屈度約十五度を度とし最敬礼は四十五度を度として前屈する」と述べられており、その定着をみることができよう。

このように、近代における剣道の礼式は、明治末期が一つの分岐点となっていることがわかっていこう。そして、それが神棚の普及とも軌を一にした神前への礼式を生み出し、国家的な礼法とも同調しながら、剣道の礼式として定着がはかられていったこともわかっていこう。つまり、剣道の礼式も神棚の設置と同様、きわめて政治的な意図からとり入れられたものであり、青少年の赤化防止のための「思想善導策」の一環として、その形式が決定されていったといっても過言ではない。

## V. 結 び

以上述べてきたように、たかが礼式一つをとり上げてみても、その形式が確立されてくる過程にはさまざまな政治的な動きとの妥協がくり返されてきたことがよくわかっていこう。それが、江戸時代以来の伝統を捨て去り、天皇制イデオロギー注入の道徳的シンボルとしてもちこまれてきたもので、神前への礼も、国家(天皇)への道徳的忠誠心の証として強要された礼式であったこともよくわかっていこう。

それにしても今日、武道をめぐるブームの現象が、技そのものに内在する運動特性にその特質を見出そうとするものではなく、何か別の要素にすりかえて、礼儀やしつけにばかりこだわり、安易に武道をやれば礼儀正しくなるといった観をいだかせていることに問題があるのである。その礼儀やしつけのための道徳的シンボルに「神棚」がもちこまれようとしてきていることに問題があるのである。そしてその場合、神前への礼は宗教的信仰心からくるものではなく、武道の伝統的儀礼として行うものであるといった説明がなされようとしている。それが、決して江戸時代以来百年も二百年も続いている伝統的形式でも何でもないにもかかわらず、「伝統」という美名の下に、批

判的思考力を停止させてしまうことに一抹の不安と問題点を感じるのである。上滑りのブームに終らせないで、真に国民の間に根づいた民族文化として発展させていくためには、歴史的な発展過程とその意味を改めて問い直す必要がありはしないであろうか。

### 本文注

- 注1) その書名は以下のとおりである。藤井是道著『柔道及び撃剣』1897。帝国尚武会編『帝国尚武会規則』1909。桜庭武・佐藤卯吉著『武道概論』1936。飛田穂洲著『武道・運動・冒険物語』1943。今野吉六著『実際の銃剣術教育』1913。石井将之著『楊心流薙刀術』1918。退職武官講習会編『青年学校職員講習会ニ於ケル教練体操銃剣術参考書(昭和16年度)』1941。林国太郎著『柔道の研究』1925。興武館編『空手研究叢書』1934。陸奥瑞穂著『唐手拳法』1933。興武館編『空手独習講習録』1935。講道館文化会編『柔道講座』1933。松岡辰三郎著『柔道講座』1936。帝国柔道普及会編『柔道講座初等科・付講道館規則要覧』1936。葉山純著『小学校柔道読本』1940。
- 注2) 郷田洋文著「かみだな・神棚」(『国学院大学日本文化研究所紀要』)第4号, P.191~212, 1959。
- 注3) 平山敏治郎著「神棚と仏壇」(『史林』)第32巻2号, P.42~70, 1949。
- 注4) 竹田聴洲著『祖先崇拜』平楽寺書店, 1957。ほかに、田中久夫編『祖先祭祀の歴史と民俗』弘文堂, 1986。前田卓著『祖先崇拜の研究』青山書院, 1965。田中久夫著『祖先祭祀の研究』弘文堂, 1983なども参考とした。
- 注5) 柳田国男著「先祖の話」(『定本柳田国男集』)第10巻, 筑摩書房, P.33, 1969。
- 注6) 柴田実著「神社と祖先崇拜の問題」(『日本文化史研究』)星野書店, P.3~4, 1944。
- 注7) 米地実著『村落祭祀と国家統制』お茶の水書房, P.4, 1977。
- 注8) 「奥羽人民告諭」(太政官布告第178号, 明治2年2月20日)『法令全書』第2巻, 内閣官報局, P.90。
- 注9) 圭室文雄「神仏分離」(田丸徳善他編『近代との邂逅(日本人の宗教Ⅲ)』)佼成出版社, P.7~66, 1973。
- 注10) 孝本貢著「神社合祀」(田丸徳善他編『前掲書』) P.69~112。
- 注11) 宮地正人著『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会, 復刊2刷, 1986。なお、赤沢史朗著『近代日本の思想動員と宗教統制』校倉書房, 1985。藤谷俊雄著『神道信仰と民衆・天皇制』法律文化社, 2版, 1983も参考とした。
- 注12) 古川哲史編『日本道徳教育史』有信堂, 1973。孝本貢著「神社合祀」(『前掲書』)も参考とした。
- 注13) 『神社協会雑誌』第88号, P.63~64, 1909。
- 注14) 『帝国教育』第347号, 1911。『警察協会雑誌』第132号, P.70~75, 1911。
- 注15) 道場という語は、梵語の bodhi-manda の訳語で、諸仏成道の場所たる菩提樹下の金剛座をさす言葉である。菩提道場あるいは菩提場ともいう。のちに、仏道修行の場所あるいは仏を祭り仏の教を説く所——寺・寺院——を道場というようになった。近世においては、寺格もなく住職の定まらないような寺でも仏像が安置されていれば道場といった。
- この道場という語が寺院の修養道場以外の意味に用いられた例としては、『古今著聞集』(橋成季撰, 1254年成立)の巻第7に、「法深房が持仏堂をば、楽音寺と号して、管絃の道場として、道をたしなみける輩たえず入来所也」と、鎌倉時代にはすでに、管絃の稽古場を道場と呼んでいたようである。これがさらに転じて、武芸の稽古場を指して道場というようになったのはいつごろのことであるのか、少なくとも江戸時代中期以降には、その具体例を見出すことができる。正徳2(1712)年初春に上演された近松門左衛門の浄瑠璃『夕霧阿波鳴渡』中之巻に、「難波の今朝は珍しき妻子引具し旧冬より、上本町の道場の玄関構借座敷」と記されていたり、鶴殿長快著『四芸説・剣術の説』(1800年)に、「予が養父の賜て住める駿河台の宅地はいとせばくして、道場を建べき所なし」と記されているものなどは、明らかに武芸の稽古場を示していることがわかる。
- もともと武芸を稽古する場所を意味する語は、稽古場(所)といういい方のほうが一般的であった。これが稽古形態の変化とともに、次第に屋内の稽古場へと移っていき、また、儒者の私塾・家塾のような一種の修練道場としての私設稽古場が盛んにつくられるようになると、これを「町道場」といい表わすようになり、単に「道

場」と呼ぶいい慣わしも生まれてくる。しかし、現代のように、道場といえば柔・剣道場をさす言葉と解されるほど一般化するのには、明治末期から大正期以降のことである。

注16) 帝国尚武会編『奥秘柔術教授書龍之巻』同会、P.72, 1913。

注17) 有馬純孝編『有馬柔道教範』福岡書店、付録 P.113, 1914。

注18) 須藤幸平著『小学校柔道教授の実際』講道館文化会、P.137~138, 1922。

注19) 渡辺正・高根沢光位著『最も実的な学生柔道の粹』慶文堂書店、P.21~22, 1926。

注20) 山辺は十剣大神流を名のり、『女式半棒図解』(金盛堂、1906年)、『武士道論』(中村政五郎刊、1915年)などの著書もある。しかし、大正12年彼の死により、その後流名も聞かなくなる。

注21) 『日出新聞』明治28年10月4日付「武徳祭委員の決議」の中に、「仮武徳殿に神壇を設くる事」という一項がある。

注22) ただし、武徳殿には玉座のみ、第二道場(昭和7年建築)には臨時の御真影奉安所、神棚が設置されたのは、実に昭和15年7月1日の弓道場が最初である。

注23) 板倉定四郎編『剣術教授書』日本武道会、P.21~22, 1916。

注24) 児玉市蔵著『剣道之栞』児童教育剣道会事務所、P.93, 1917。

注25) 『大日本帝国剣道形・加註』大日本武徳会本部、P.1, 1917。

注26) 折原佐助著『剣道練習基本書』家庭衛生新聞社、P.15~18, 1920。

注27) 堀田は、大正期だけで『剣道之趣味』(中川大正印刷舎、1915)、『剣道之極意』(東亜堂書房、1918)、『剣道手ほどき』(田中関平刊、1918)、『図解剣道教範』(二松堂書店、1922)を出版している。この4冊ともに礼式の項に「神殿に向って一礼」を促している。

注28) 山形幸四郎著『剣道教範』(自刊、P.56, 1921)は、高野と同じ見解に立っている。

注29) 金子近次著『教育的剣道』体育同志会、1922にも、「剣道科設備」の編を設けているが、「剣道場構造上の注意」の項は、今回の『剣道学』にいたって加筆されたものである。

注30) 秀吉の晩年、桃山城内に建てられた能舞台は、のち西本願寺に移築され現に国宝建造物として

保存されている。この能舞台のうちの一棟(入母屋造の能舞台)には、床下に甕が置かれている。能舞台の音響施設に甕を使う着想をここに見出すことができる。山崎楽堂著「能舞台」(野上豊一郎編『総合新訂版・能楽全書』東京創元社、P.1~22, 1979)参照のこと。

注31) 『峯岸名誉教授教育功労記念会記念誌』峯岸名誉教授教育功労記念会、P.39, 1938。

注32) 『日本警察新聞』第239号、1912。

注33) 先に出版した『柔道手引草』武徳会誌発売所、再版、1910には、神棚の記述はなく、有馬純臣著『柔道大意』と同一の見解であった。

注34) 円子経雄著『恩師嘉納治五郎先生と私』自刊、P.16~33, 1975。

注35) 注34)に同じ。

注36) 『柔道』第8巻3号、巻頭、1937。なお、軍隊と国家神道との結びつきはやくから行われ、明治31(1898)年赤羽工兵大隊構内に天照大神・歴代皇霊・天神地祀を祭った社祠を設け、将校以下兵士に日々拝礼させた。これが軍隊内に神を祭った最初である(藤谷俊雄著『前掲書』P.227)。また、武道と関係の深い警察との結びつきは、警察官・消防官の幹部教育機関として開設された警察講習所(大正7年7月8日開所)の生徒一同が、昭和3(1928)年1月23日、伊勢神宮に参拝したのが、警察の組織・団体としての最初の集団参拝である(『警察協会雑誌』第331号、P.1~19, 1928)。さらに、昭和10(1935)年、岡田首相が議会で天皇機関説に反対する旨の声明を出した直後、警視庁では神殿造営の計画がもち上がり、同年4月3日、その鎮座祭を行っている(『自警』第188号、1935)。

注37) 同会の出版物については、康井啓楷著『昭和柔道維新史』1937。稲葉太郎著『皇道昭和柔道維新完遂日本武道精神の神髄』1940。稲葉太郎著『柔道維新日本伝肉弾体武』1942などを参照のこと。

注38) 永岡秀一・桜庭武著『要説柔道教本』東京開成館、1938。桜庭武著『日本教育柔道要義』培風館、1940。

注39) 大島保造著『柔道常識解り易き柔道』神武館、P.1, 1939。

注40) 白石元一著『剣道教範』剣友舎、P.59, 再版、1930。

注41) 大野熊雄・大麻勇次著『新選日本剣道教典』

帝国書院, P.31, 1931。

注42) 高野弘正・佐藤卯吉著『最新剣道教範』第1巻, 東京開成館, P.22, 1930。

注43) 高野弘正著『新剣道』明信社, P.15, 再版, 1933。

注44) 谷田左一著『剣道神髄と指導法詳解』秋文堂書店, P.120~122, 1934。中山博道・中山善道著『日本剣道と西洋剣技』審美書院, P.48~53, 1937。なお, 図④は谷田『前掲書』P.121よりのものである。

注45) 中山博道・中山善道著『前掲書』, P.49。

注46) 高島喜雄・西出潔・宮田政平著『剣柔一体武道の基礎的指導』明治図書, P.53~59, 1943。

注47) 植芝守高(のち盛平)は, 「日本武道に就て」(『武道一大日本武道宣揚会会報』第2号, P.4, 1932)の中で, 「各地の武術道場へ参りまして見ますのに, 神様の御齋りしてある道場は甚だ少い。特に学校等では殆んど全てが神様を御齋して居ないのであります」と, 遺憾の意を表明している。また, 拙著「武道場と神棚(1)」(『前掲書』P.47)の表①「府県別神棚設置率」をみてもそのことがいえよう。

注48) 笠井助治著『近世藩校の総合的研究』吉川弘文館, P.93~118, 2刷, 1982。なお, 積奠については, 中野江漢著『積奠(東亜研究講座第61輯)』東亜研究会, 1935を参照した。

注49) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第1巻, 教育資料調査会, P.127, 1938。

注50) 小松周吉著「学校儀式の歴史」(『生活指導』)第120号, P.77~87, 1968。

注51) 元始祭(1月3日), 新年宴会(同5日), 孝明天皇祭(同30日), 紀元節(2月11日), 神武天皇祭(4月3日), 神嘗祭(10月17日), 天長節(11月3日), 新嘗祭(同23日)を指定する。

注52) 佐藤秀夫著「わが国小学校における祝日大祭日儀式の形成過程」(『教育学研究』)第30巻3号, P.43~52, 1963。

注53) 籠谷次郎著「明治教育における学校儀式の成立」(『日本史研究』)第132号, P.19~61, 1973。なお, 明治24(1891)年7月3日, 文部省総務局長通牒によって, 「最敬礼」の作法が「最敬礼ノ式ハ帽ヲ脱シシテノ上部ヲ前ニ傾ケ頭ヲ垂レ手ヲ膝ニ当テ敬意ヲ表スルモノトス。但女子洋服着用ノ節ハ脱帽ノ限ニアラズ」と定められた。

注54) 鈴木清三著『柔道宝典日本魂』帝国尚武会,

P.30, 6版, 1909。

注55) 注54)に同じ。

注56) 深井子之吉著『柔術教授書龍之巻』帝国尚武会, P.41, 訂正再版, 1911。

注57) 松本芳三代表編『写真図説柔道百年の歴史』講談社, P.16~17, 1970。この礼式は, 真之神道流の「真之位礼初」とも同じものである(新井朝定編『皇国武術英名録』巻之五, 青木茂吉刊, P.和2丁, 1888)。

注58) この合意にもとずく解説書(磯貝一・永岡秀一・佐藤法賢著『大日本武徳会制定柔術形解説』便利堂書店, 1908)には, 「最初(道場の大小に依りて差別はあれど)凡そ二間若くは二間半位の距離を取り, 互に直立の上, 正視したる後, 膝を畳に着くと同時に足首を爪立て, 両手を畳に突き, 互に一礼を為るのである」(P.7)と書かれている。なお, 講道館指南役横山作次郎も, 大島英助との共著『柔道教範』(紅葉堂, 1908)において, 同様の礼式を書き記している。また, 大日本武徳会柔道教師磯貝一も, 『柔道手引草』(武徳会誌発売所, 再版, 1910)において, 同様の礼式を載せている。

注59) 稲葉太郎著『皇道昭和柔道維新完遂』稲葉黙道太郎会本部, P.70~74, 1940。なお, この礼法は, 昭和18(1943)年10月5日, 五省共管に改組された大日本武徳会の「柔道修練者礼法」としても採用されている。

注60) 工藤一三著『柔道』目黒書店, P.159, 再版, 1929。なお, 明治44(1911)年「小学校作法教授要項」が定められ, 「座を起つには両手を膝に置き先づ両足を爪立てて少しく右膝を立て静に起ち上るべし」「坐するには両足を揃へ左足を少しく引き先づ左膝を突き右膝を突くと共に両膝を揃へて坐すべし」と, 左坐右起の方法を採用しているにもかかわらず, 柔道書ではほとんど意識されていないのは何故か, その理由はよくわからない。

注61) 前掲の嘉納治五郎著『柔道教本・上巻』と松岡辰三郎著『昭和の柔道』に記載されているが, これは特別な場合であって, 普通は爪立ちの礼式が一般的であったと思われる。

注62) 永吉喜島著『綜合柔道』自刊, P.62~64, 1930など。

注63) 『剣法試合組』窪田清音より多門正文へ伝授したもの, 年不詳, (民とスポーツ文庫所蔵)。



- 注64) 魁齋芳年筆『榊原撃剣会の図』には、中央下段に試合開始の様子が描かれているが、これを見ても、蹲踞姿勢より試合を開始している。
- 注65) 隈元実道著『武道教範』武揚館, P.128, 再版, 1895。
- 注66) 「大日本武徳会剣術形仕方説明」(『武徳誌』) 第1篇4号, P.58, 1906。
- 注67) 小関教政述『剣道要覧』大日本武徳会山形支

- 部, P.73, 1910。
- 注68) 『武之世界』第1篇2号, P.73~74, 1912。
- 注69) 『武徳誌』第2篇7号, P.60~62, 1907。
- 注70) 『警察協会雑誌』第277号, P.65, 1923。『法令全書2』内閣官報局, P.20, 1923の「内務省訓令第17号」も参照した。
- 注71) 礼法研究会著『礼法要項解説』帝国地方行政学会, 15版, 1941。

## The *Budo* Exercise Hall and the *Shinto* Altar (2)

Tamio NAKAMURA

Today no one can negate the principle of modern nation of freedom of religion, or that of the separation of religion and politics, needless to quote the Article 20 of the Constitution of Japan. But some public *budo* exercise halls or *budo* exercise halls of junior and senior high schools have their own *shinto* altars. At the beginning and end of the exercise they worship the altar with the order calling, "Bow to the *shinto* altar". Generally speaking, it is "taken for granted" or "a traditional action". But is it a traditional ceremony which has been succeeded for a great deal of time? So this study is trying to reveal when *shinto* altars were placed in *budo* exercise halls and its reason or background.

In the Edo era, it is certain that they hung "hanging pictures" or "tablets", but they seldom made *shinto* altars. *Shinto* altars have been prevailed since the end of the Meiji era or the beginning of the Showa era as a part of the national reinforcement policy of the Imperial Facism which was joined together with the National Shintoism. It was under the special situation of war-time in the Showa 10's that *shinto* altars are obliged be placed in *budo* exercise halls.